六　緊急制動表示灯は、自動車が50km／ｈを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ　（略）

ロ　二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則5.1.15.に限る。）

七　緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ　（略）

ロ　二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則5.1.15.に限る。）

3　（略）

第３節　使用の過程にある原動機付自転車の保安基準の細目（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第275条　（略）

２～４　（略）

5　原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の２第６項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

（削除）

一～三　（略）

（削除）

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～4.2.7.5.3.　（略）

4.2.7.6.　取付位置、取付方法等に関し、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車のすれ違い用前照灯は、4.2.7.5.の基準に適合するものとみなす。

4.2.7.7.～4.8.9.　（略）

4.9.　制動灯及び補助制動灯

4.9.1.～4.9.6.2.　（略）

4.9.7.　点灯操作状態表示装置等

六　緊急制動表示灯は、自動車が50km／ｈを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ　（略）

ロ　二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.1.15.に限る。）

七　緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ　（略）

ロ　二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.1.15.に限る。）

3　（略）

第３節　使用の過程にある原動機付自転車の保安基準の細目（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第275条　（略）

２～４　（略）

5　原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の２第６項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。

二～四　（略）

別添33　運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～4.2.7.5.3.　（略）

4.2.7.6.　取付位置、取付方法等に関し、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車のすれ違い用前照灯は、4.2.7.5.の基準に適合するものとみなす。

4.2.7.7.～4.8.9.　（略）

4.9.　制動灯及び補助制動灯

4.9.1.～4.9.6.2.　（略）

4.9.7.　点灯操作状態表示装置等

自動車には、制動灯又は補助制動灯の点灯操作状態及び点灯状態が正常であるか否かを運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態・作動状態表示装置を備えることができる。この場合において、点灯操作状態・作動状態表示装置は、制動灯及び補助制動灯が正常に機能しなくなったときに点灯し続けるものでなければならない。